

## 京都府特の最低賃金が改正されました。

京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、平成29年10月1日（日）から  
時間額 **856円**に改正されました。

京都府特定（産業別）最低賃金

次の5業種は、平成29年12月21日（木）から改正されます。

特定（産業別）最低賃金	改正前金額	改正金額（時間額）	引上額	引上率
金属製品製造業	885円	902円	17円	1.92%
電気機械器具製造業	883円	900円	17円	1.93%
輸送用機械器具製造業	889円	907円	18円	2.02%
各種商品小売業	837円	860円	23円	2.75%
自動車（新車）小売業	835円	860円	25円	2.99%

「印刷業」、「はん用・生産用・業務用機械器具製造業」、「自動車小売業」の3業種は、関係労使から改正の申出が行われていないため、今年度は改正されていません。

（京都府最低賃金を下回っていることから、平成29年10月1日から**京都府最低賃金856円**が適用されます。）

**適用業種（産業分類）、適用除外の労働者等の分かるリーフレット**「平成29年度 京都府の最低賃金一覧表」(PDF)、**最低賃金関係統計資料、各種助成金制度のご案内等**については、**京都労働局のホームページに掲載していますので、ご利用下さい。**

お問合せ先 京都労働局 労働基準部 賃金室 ☎ 075 241 3215

**広報誌用のデータ（縦書版）となりますので、「ご利用下さい」**

注意：12月21日以降の広報の場合は、右記の表記修正下さい。  
から改正されます。から改正されました。